

資料 1

ブロックチェーンに関する官民推進会合の開催について

令和 2 年 9 月 17 日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

1. 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）V. 2 (4)においては、ブロックチェーン及び分散台帳技術について、「国内外のグループにおける取組や民間主導の取組を積極的に情報収集し、また各府省の取組を情報共有して、同技術のユースケースや課題を明確化する。その上で、同技術の行政や公共性の高い分野への導入を検討する際に課題となる安全性・即時性の検証や持続可能なモデル構築に必要な運用面・ルール面の課題抽出とその解決のための実証を行う。これらの取組を進めるにあたっては、民間における先導的な取組を行うグループとの対話により、継続的な運用を見据えた社会実装を推進する」旨を定めている。これを具体化し、関係行政機関相互の緊密な連携のもと、政府全体としてブロックチェーン推進体制を確立し、民間団体との情報共有を密にすることにより国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、ブロックチェーンに関する官民推進会合（以下「推進会合」という。）を置く。
2. 推進会合の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 推進会合の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT 室」という。）及び一般社団法人新経済連盟（以下「新経連」という。）において処理する。
4. 各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、関係府省庁と協議の上、IT 室及び新経連が定める。

5. 推進会合の議題

- ・ ポストコロナ、ウイズコロナの社会課題において、その解決手段としてブロックチェーンが有効と考えられる項目を洗い出す
- ・ 各課題において、ブロックチェーンを適用するまでの課題（技術的・法的制約など）、得失について明確化し、今後の社会実装へ向けての必要事項を議論する
- ・ 上記課題をスマートシティ、スーパーシティ等への出口戦略として考えるにあたり、民間及び行政における先導的取り組みの成果を共有するとともに地方自治体のニーズを把握して、適切な提案につなげる

6. スケジュール（案）

第1回 令和2年9月17日（木）

- ・ ブロックチェーンに関する官民推進会合開催について
- ・ 各地方自治体のブロックチェーン取組の紹介

広島県、加賀市、会津若松市

第2回 令和2年10月29日（木）

- ・ 分散IDに関する有識者ヒアリング
内閣官房デジタル市場競争本部事務局、株式会社野村総合研究所、一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン、合同会社 Keychain
- ・ 構成員からのヒアリング

第3回 令和2年12月3日（木）

- ・ 分散IDに関する有識者ヒアリング
xID 株式会社(旧 株式会社 blockhive)、株式会社 bitFlyer Blockchain
- ・ 教育に関する有識者ヒアリング
株式会社 techtec、株式会社ソニー・グローバルエデュケーション、一般社団法人超教育協会
- ・ 構成員からのヒアリング

第4回 令和3年1月14日（木）

- ・配布に関する有識者ヒアリング

アクセンチュア株式会社、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

- ・各省庁での実証事業等の取組

総務省、農林水産省、経済産業省、環境省

- ・構成員からのヒアリング

第5回 令和3年3月4日（木）

- ・全体討議、まとめ

(参考)

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画
(令和2年7月17日閣議決定)

V. 社会基盤の整備

2 基盤技術等 (P.59)

研究開発等の推進については、官民データ基本法において「国は、我が国において官民データ活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性」を考慮し、AIやIoT、クラウドサービスをはじめとした先端技術の研究開発・実証推進・成果普及に向けた必要な措置を講ずることとされている。

実際に、ITを活用した社会システムの抜本改革は、大量のデータが機械判読に適した形式で入手でき、高速処理が可能なデジタル環境がなければ進まない。抜本改革を支える基盤技術としては、官民データ基本法で明示されたAI、IoT及びクラウドサービスのほか、今後はエッジ領域におけるコンピューティング能力や、大容量・超高速のデータ送受信のできる5G、記録性に優れたブロックチェーン等が加わってくる蓋然性は高まっている。

(以下略)

(4) ブロックチェーンなどの新技術の利用 (P.65)

ブロックチェーン及び分散台帳技術は、耐改ざん性と透明性(トレーサビリティ)が高く、取引上の仲介が不要となることで取引コストの削減が可能となるといった長所を有する。

このため、暗号資産(仮想通貨)の取引管理等では既にその技術が広く活用されているほか、身分証明などの真正性確認や、サプライチェーン管理や電力取引、環境価値取引等の商取引など、様々な分野での実証や検討が国内外で進められている。

我が国においては、引き続き国内外のグループにおける取組や民間主導の取組を積極的に情報収集し、また各府省の取組を情報共有して、同技術のユースケースや課題を明確化する。その上で、同技術の行政や公共性の高い分野への導入を検討する際に課題となる安全性・即時性の検証や持続可能なモデル構築に必要な運用面・ルール面の課題抽出とその解決のための実証を行う。これらの取組

を進めるにあたっては、民間における先導的な取組を行うグループとの対話により、継続的な運用を見据えた社会実装を推進する。